

新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書 新旧対照表

改正案	現行
<p>新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条～第4条 (略)</p> <p>(支援対象者) 第5条 対策の支援対象者(実施要綱第3の3に定める者をいう。以下同じ。)は、以下の要件を満たすものとする。 (1) (略) (2) <u>事業参加者が3戸以上又は農業従事者(農業(販売・加工等を含む。))の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。以下同じ。)</u>が5名以上であること。<u>ただし、事業開始後にやむを得ず事業参加者が3戸に満たなくなった場合又は農業従事者が5名に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ること等により、事業参加者が3戸以上又は農業従事者が5名以上となるよう努めること。</u> (3)～(4) (略)</p> <p>第6条～第23条 (略)</p>	<p>新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条～第4条 (略)</p> <p>(支援対象者) 第5条 対策の支援対象者(実施要綱第3の3に定める者をいう。以下同じ。)は、以下の要件を満たすものとする。 (1) (略) (2) <u>事業参加者が3戸以上</u>であること。<u>事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるよう努めること。</u> (3)～(4) (略)</p> <p>第6条～第23条 (略)</p>

<p>(留意事項)</p> <p>第24条 対策の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>経営の安定を図るための各種制度</u>の積極的活用 <u>事業の継続的な効果</u>の発現及び経営の安定を図る観点から、<u>事業実施者は、支援対象者又は事業参加者に対し、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険等又は野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）等に基づく野菜価格安定制度への積極的な加入を促す</u>ものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第25条 (略)</p>	<p>(留意事項)</p> <p>第24条 対策の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>農業共済等</u>の積極的活用 <u>継続的な効果</u>の発現及び経営の安定を図る観点から、支援対象者及び事業参加者は、<u>農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入に努める</u>ものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第25条 (略)</p>
--	--

附則 この業務方法書の変更は、平成30年4月27日から施行することとし、平成30年5月1日から適用する。